特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、健康増進関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

公表日

令和7年3月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

」						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	健康増進関係事務					
②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握					
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア					
2. 特定個人情報ファイル	名					
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第111項 並びに内閣府・総務省令第54条					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	※情報提供の根拠なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) ※情報照会の根拠なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉課 健康増進係					
②所属長の役職名	健康福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436					
8. 特定個人情報ファイル・	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	健康福祉課 健康増進係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 0	22-35	57-7449			
9. 規則第9条第2項の適	用 Total	[]適用した			
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人я	≒満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年3月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
		令和	17年3月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書]	れ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

3. 特	定個人情報の使用					
必要の	超えた紐付け、事務にない情報との紐付けが、 るリスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
セス権 て不正	つない者(元職員、アク 限のない職員等)によっ に使用されるリスクへ に十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		1]委託しない
	Eにおける不正な使用 スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特	定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを通	低にた提供を除く。) [(〇]提供・移転しない
	は提供・移転が行われる への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情	報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
					<選択肢>	
	トの入手が行われるリ の対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
スクへ		[十分である]	2) 十分である	<u>3</u>
スクへ 不正な への対	の対策は十分か	[2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	<u>3</u>
スクへ 不で対 7. 特 特定値	の対策は十分か に提供が行われるリスク 策は十分か	[2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	3 3 3 3
スクへ 不の 7. 特 失分	の対策は十分かに提供が行われるリスク策は十分かまた。 定個人情報の保管・対象の保管・対象の場合を対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	- [消去	十分である]	2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	3 3 3 3
ス 不へ 7. 特失分 8. 人 ・	の対策は十分か は提供が行われるリスク 策は十分か 定個人情報の保管・対 関人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	- [消去 [+分である +分である +分である]	2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3 3 3 3 3 はない 3

9. 監	査							
実施0	D有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査]	〕外部監査	
10. 稅	従業者に対する教育・	啓発						
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行っている っている	3
11. 重	最も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は	は重点項目評価	証を実施する
最も優る対策	憂先度が高いと考えられ	<選択版 1) E 2) E 3) A 4) 号 5) 7 6) 个 7) 个 8) \$	寺定個人情報の漏えい 支> 目的外の入手が行われ 目的のなえた組によっても を託先ははよる不正な 長によけらる本が行ってた。 大正な提供ネットワークに 青報提供ネットワークに 青報提供ネットワークに 青報でした対する教育・	れるリスク 事務に使 不正に使 で使用るリン システムを システムを い滅失・3	への対策 要のない情報 明されるリスクリスクへの対 リスクへの対策 ほじて目的が 通じて不正な	との紐付けが行 うへの対策 策 委託や情報提供ネ よの入手が行われ を提供が行われ	ットワークシステムを; っれるリスクへの対	通じた提供を除く。) 対策
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る されている	
	判断の根拠	静脈認証 特定個人	キネットワークシステム Eでログインする設定に 、情報を含む書類やU 最が他の文章に混入し	こなってい SBメモリ等	る。 『は施錠でき [』]	る書棚に保管を		

変更簡所

<u></u> 変更固	ブ				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	1の担ヨ副者	課長 小野 誠司	健康増進課長	事後	H30.5 新様式変更
令和3年2月15日	1の473司者	健康增進課 保健指導係	健康福祉課 健康増進係	事後	
令和3年2月15日	I-5. 評価実施機関における担当部署	健康増進課長	健康福祉課長	事後	
令和3年2月15日	I -8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	健康増進課 保健指導係 宮城県宮城郡七ヶ 浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7448	健康福祉課 健康増進係 宮城県宮城郡七ヶ 浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7449	事後	
令和7年3月24日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第76項 並びに内閣府・総務省令第54条	番号法第9条第1項、別表の第111項 並びに内閣府・総務省令第54条	事後	
令和7年3月24日	I -4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携	※別表第二における情報提供の根拠なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) ※別表第二における情報照会の根拠なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	※情報提供の根拠なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) ※情報照会の根拠なし(情報提供ネットワークシステムによる情報既会は行わない)	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ-1 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ-2 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月24日	美	_	※評価書に記載のとおり	事後	新様式への変更に伴う追加
令和7年3月24日	Ⅳ-11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	_	※評価書に記載のとおり	事後	新様式への変更に伴う追加